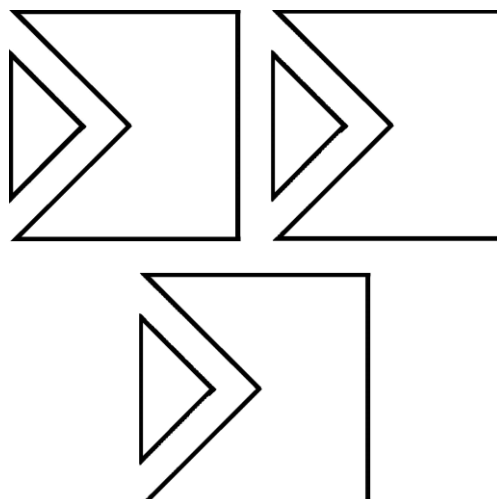


習志野市安全で安心なまちづくり

第3期 実施計画

【令和4年度～令和7年度】



平成 27(2015)年度

令和元(2019)年度

令和 4(2022)年度

令和 7(2025)年度



習 志 野 市

目 次

第1部 総 論	…P1
1. 実施計画策定の趣旨	…P2
2. 実施計画の期間	…P2
3. 実施計画の留意事項	…P2
4. 実施計画推進の留意事項	…P2
5. 計画の位置づけ	…P3
6. 施策の体系	…P4
7. 参考資料	…P5
第2部 実施計画の内容	…P7
1. 自らを守る意識の高揚	…P8
2. 情報発信と情報共有のさらなる推進	…P10
3. 協働による地域防犯活動の推進	…P12
4. 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備	…P14
資料編	…P16
習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	…P17
習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則	…P21
習志野市安全で安心なまちづくり協議会委員名簿	…P23
安全で安心なまちづくり連絡協議会設置要綱	…P24

第Ⅰ部

総論

習志野市安全で安心なまちづくり第3期実施計画

〔令和4年度～令和7年度〕

第1部 総論

1. 実施計画策定の趣旨

市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とした習志野市安全で安心なまちづくり基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、市・市民・事業者が実施する具体的な施策等を表した第2期実施計画が令和3年度をもって満了しました。

この第2期実施計画に基づき防犯の各施策に取り組んだ結果、犯罪発生件数（平成30年と令和3年の対比（526件減 約35%減））が減少するなどの一定の成果をあげています。

そこで第2期実施計画の実績、成果等を踏まえ、さらに充実かつ効果的に施策が推進できるよう第3期実施計画を策定するものです。

2. 実施計画の期間

基本計画の最終年度である令和7年度に向けた総括となる、第3期実施計画については、令和4年度から令和7年度までを計画期間とします。

3. 実施計画の留意事項

第3期実施計画の策定にあたっては、次の点に留意します。

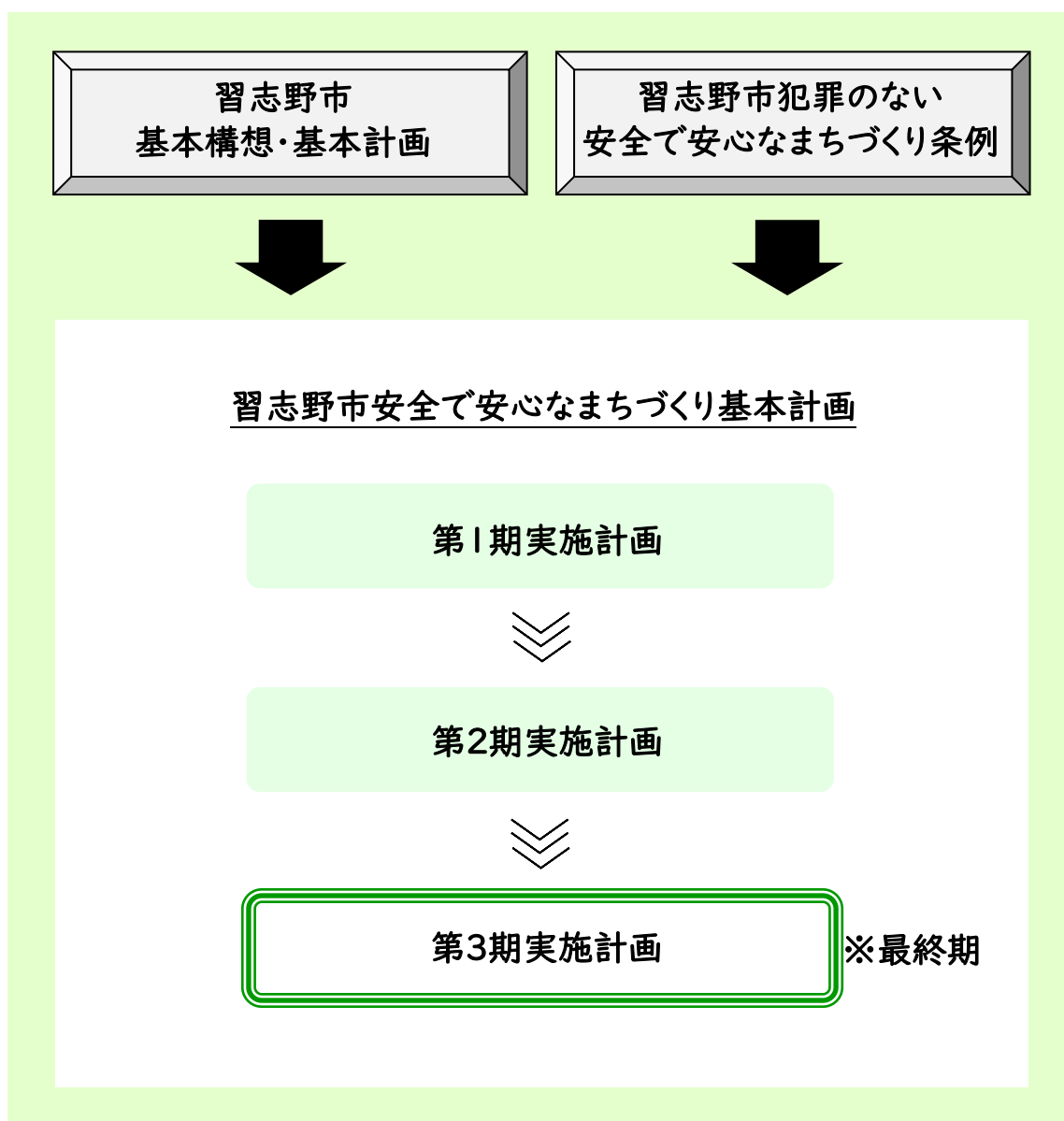
- （1） 習志野市安全で安心なまちづくり基本計画に掲げられた施策に基づき、その施策の実現に十分配慮した計画とします。
- （2） これまでの成果等を継承し、第2期実施計画の実績及び行政評価・市民意識調査等の結果を踏まえつつ、事業の緊急度・効果・効率を総合的に勘案した計画とします。
- （3） 市・市民・事業者との自主的かつ協働に基づく施策が実現できるよう計画策定にあたります。

4. 実施計画推進の留意事項

本計画を推進するにあたっては、次の点に留意します。

- (1) 事業の実施状況について適切な進行管理を実施し、検証と改善を行います。
- (2) 県条例、本市基本構想・基本計画等上位計画をはじめとする関連計画との連携・整合性を図ると共に、庁内各部局、関係機関との調整のもと、事業を実施します。
- (3) 今後とも本市を取り巻く社会情勢や犯罪状況等の的確な把握に努め、計画を着実に実践します。

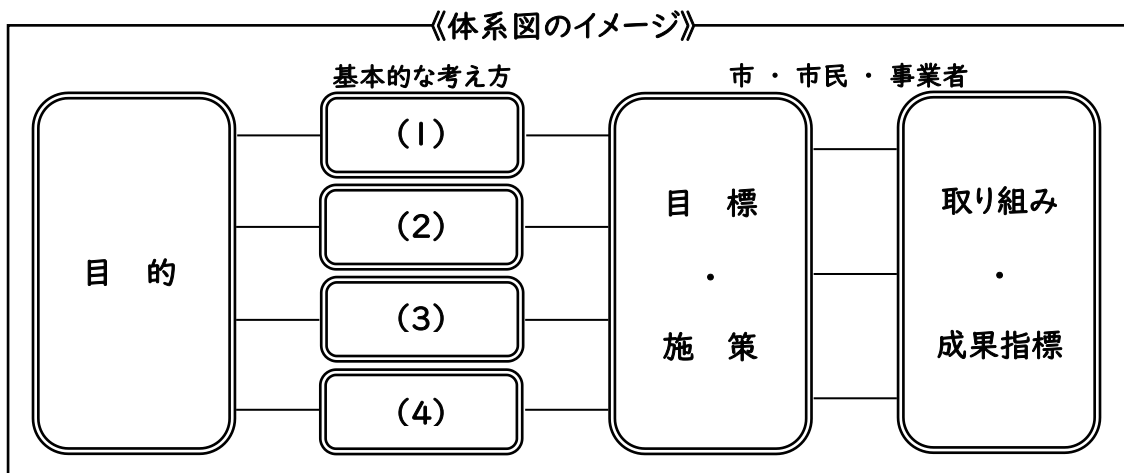
5. 計画の位置づけ



6. 施策の体系

- ・目的 市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会の実現
- ・基本的な考え方

習志野市における犯罪発生の実状及び課題を踏まえるとともに、市・市民・事業者がそれぞれの目標に対して施策に取り組めます。



(1) 自らを守る意識の高揚

知識の普及や人材の育成等を目標とし、安全は守ってもらうものではなく、自分のことは自分で守るという自助と、自分たちのことはお互いに守りあうという共助を意識づけます。

(2) 情報発信と情報共有のさらなる推進

連携体制・連絡網の活用やその協力、犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用等目標とし、関係機関との情報共有や防犯研修会への参加などネットワークを有効活用します。

(3) 協働による地域防犯活動の推進

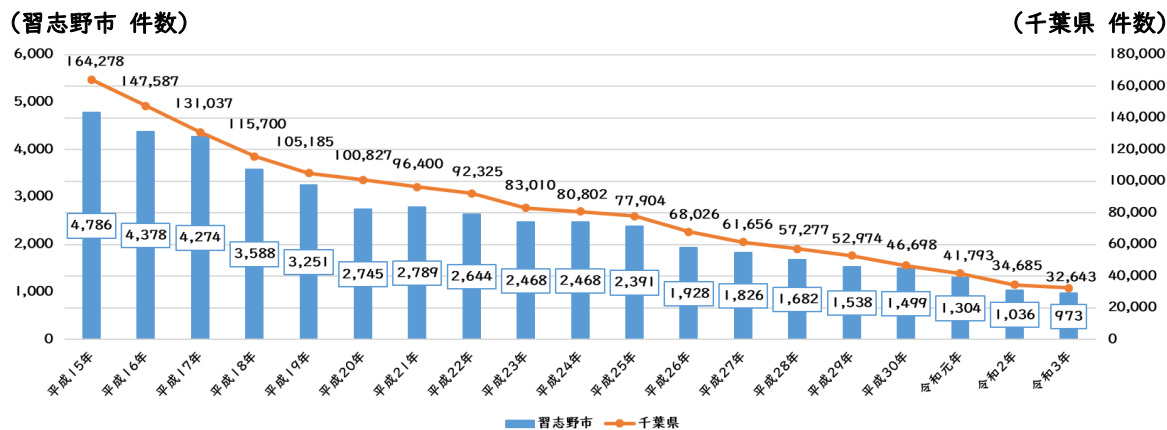
地域防犯活動への支援・参加や子ども・高齢者等を対象とした防犯対策の推進を目標とし、地域防犯の要となる自主防犯活動団体の充実、子ども・高齢者等に配慮した安全対策を進めます。

(4) 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

犯罪防止に配慮した都市環境の整備や私有地及び建物の適正な維持管理を目標とし、身近な空間で犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐこと、死角や見通しの悪い場所を減らし、安全で安心して生活できる環境づくりを進めます。

7. 参考資料

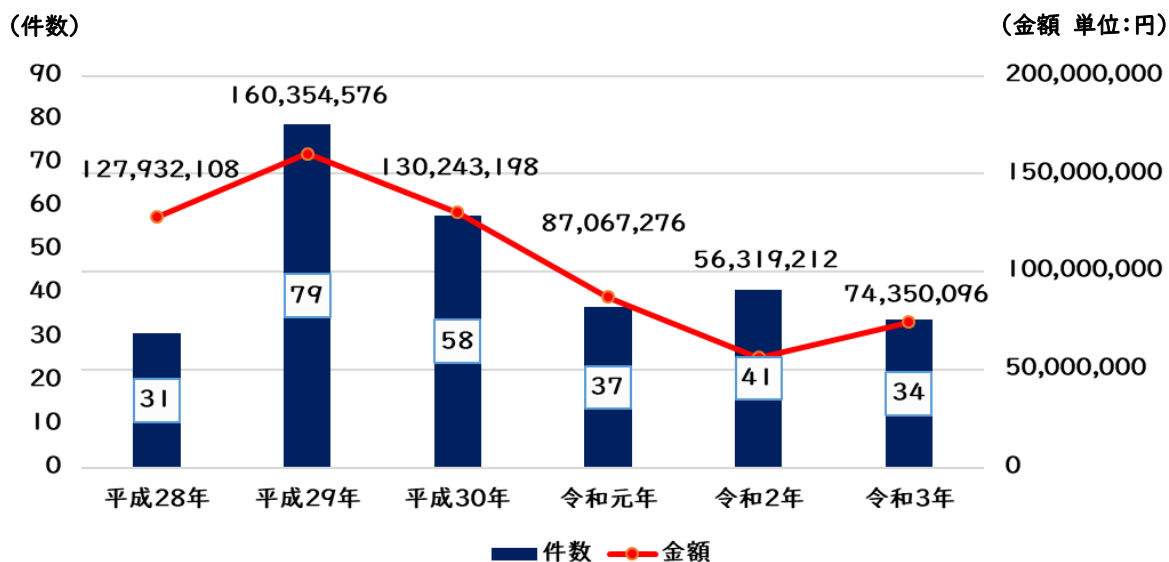
(1) 犯罪発生総件数の推移(平成15年から令和3年)



千葉県調べ

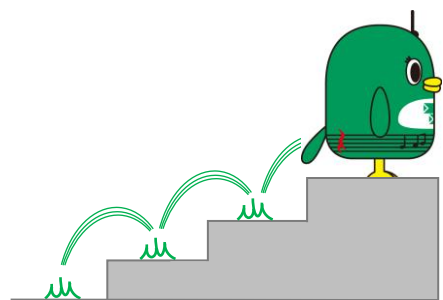
※平成15年をピークに減少傾向にあります。

(2) 市内電話 de 詐欺発生件数及び被害額(平成28年から令和3年)



千葉県警察調べ

※件数・被害額ともに年々減少傾向にありますが、令和3年に被害額の大きい事件が発生しています。



第2部

実施計画の内容

基本的な考え方 (1) 自らを守る意識の高揚

知識の普及や人材の育成等を目標とし、安全は守ってもらうのではなく、自分のことは自分で守るという自助と、自分たちのことはお互いに守りあうという共助を意識づけます。



施策概要	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	主な取り組みと成果指標
①防犯協会等と連携し、犯罪情報を市民へ周知する等、広報活動の強化やパトロール等の充実を図り、防犯意識の高揚に努める。					防犯研修会開催 各300名程度 特別防犯パトロールの実施(年350回)
②防犯施策が効果的に展開できるよう、強化月間に実施する各種行事の充実を図る。					防犯キャンペーン開催(市内7駅で実施) 安全で安心なまちづくり市民大会の開催 (年1回) 約300名
③広報紙、ホームページ、出前講座、SNS等を活用し、防犯対策・行事、防犯情報等を市民に提供・発信することで、防犯知識の普及を推進する。					緊急情報サービスならしのを配信 登録数:約10,300人
④市民まつり、防犯研修会、街頭啓発キャンペーン等での防犯意識啓発活動の実施を図る。					キラット・ジュニア防犯隊や防犯指導員等による啓発活動の実施
⑤従業員への防犯意識の普及と啓発並びに防犯対策を施した施設の整備等について協力依頼や支援施策を行う。					商工会議所等との連携強化
①人材を育成するための研修会や講習会等を計画的に実施する。					防犯指導員等研修 安全で安心なまちづくり市民大会の開催 (年1回)
②防犯指導員等の育成を図ると共に連絡網を充実させ、活用を図る。					全町会・自治会に配置 (249町会)
①幼児、児童、生徒等が防犯についての知識を身に付けられるよう、安全に避難する方法等についての安全教育の充実を図る。					不審者対応訓練の実施(年3回)
②全小・中学校の児童・生徒による「キラット・ジュニア防犯隊」の活動を通じて、子どもたちの目線から見た施策を盛り込むことで防犯に対する青少年の健全育成に繋げる。					市内小・中学校からの参加 防犯キャンペーン等、啓発活動への参加
①得られた犯罪情報等を積極的に活用し、地域の防犯意識の高揚を図る。					全町会・自治会へ防犯マップ等の配布
②市、警察、各団体等が、開催する研修会や市民大会等へ積極的に参加し、地域防犯活動や身の回りの安全点検に活用する。					防犯研修会への参加
③「安全で安心なまちづくり月間」など、市や関係機関が実施するキャンペーン、研修会等へ積極的に参加、協力する。					防犯キャンペーンへの参加(市内7駅で実施)
④広報紙、ホームページ、緊急情報サービスならしの、市公式ツイッターなどのソーシャルメディア、出前講座等を活用した情報収集を行う。					市内犯罪発生状況(ホームページ・広報紙)の情報収集
①市や警察等により開催される研修会や市民大会等へ積極的に参加する。					安全で安心なまちづくり市民大会への参加
②地域防犯活動の中心となる防犯指導員等の設置の推薦依頼があった場合は、積極的に協力する。					全町会・自治会に配置 (249町会)
③地域の防犯リーダーと協力し、自主防犯活動の積極的な展開と活動の継続、充実を図る。					地域安全モデル地区及び風俗環境浄化重点地区での活動等
①市、警察から発信される犯罪情報等を積極的に活用し、事業者並びに従業員の防犯意識の高揚を図る。					商工会議所との連携強化
②市、警察等から得られる地域における犯罪発生状況や発生地区などの犯罪情報や防犯に関する研修会等を活用し、事業者並びに従業員の防犯知識習得を図る。					防犯研修会への参加
③「安全で安心なまちづくり月間」など市や関係機関が実施するキャンペーン、研修会等へ積極的に参加、協力する。					防犯キャンペーンへの参加(市内7駅で実施) 安全で安心なまちづくり市民大会の参加
①市や警察等により開催される研修会や市民大会等へ積極的に参加する。					安全で安心なまちづくり市民大会への参加
②防犯指導員、事業所における防犯リーダーといった地域防犯活動を支える人材育成への協力を行う。					商工会議所との連携強化
③地域や事業所における自主防犯活動の積極的な展開と活動の継続、充実を図る。					商工会議所との連携強化

基本的な考え方（２）情報発信と情報共有のさらなる推進

連携体制・連絡網の活用やその協力、犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用等目標とし、関係機関との情報共有や防犯研修会への参加などネットワークを有効活用します。

基本的な考え方		目標	施策
基本的な考え方 (２) 情報発信と情報共有のさらなる推進	市	(１) 連携体制や連絡網を活用した施策の推進	①連携体制の推進 (防犯安全課)
			②連絡網の活用 (防犯安全課)
			③関係機関との体制づくり (防犯安全課)
			④交番の適正な配置 (防犯安全課)
			⑤犯罪手口・被害の情報収集 (市民広聴課、防犯安全課)
		(２) 市職員による犯罪被害者の保護及び連絡体制の整備	①犯罪被害者の保護 (防犯安全課)
			②連絡体制の推進 (防犯安全課)
		(３) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進	①保護者、地域、関係機関等との連携の充実 (こども保育課、児童育成課、教育委員会)
			②通学路周辺及び施設の安全点検 (こども政策課、こども保育課、児童育成課、教育委員会)
	市民	(１) 連携体制への参加、協力	①連携体制への参加、協力
		(２) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の実施	①通学時等における子どもの安全確保への協力
		(３) 犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用	①連絡体制の整備
	事業者	(１) 連携体制への参加、協力	①連携体制への参加、協力
		(２) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の実施	①通学時等における子どもの安全確保への協力
		(３) 犯罪被害者の保護及び連絡体制の活用	①連絡体制の整備

施策概要	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	主な取り組みと成果指標
①施策を総合的に推進するための安全で安心なまちづくり連絡協議会の開催や、庁内連絡体制の充実を図る。					安全で安心なまちづくり連絡協議会の開催（年2回）
②市民・事業者及び関係機関等と連携し、施策を推進するため連絡網の活用・充実及び拡充を図る。					防犯緊急情報ネットワークの活用・充実
③サイバー犯罪や特殊詐欺等、社会情勢の変化に伴う犯罪の多様化に応じた施策推進にあたっての関係機関との連携の充実を図る。					習志野警察署との連携強化 犯罪発生状況の把握
④市民からの申し出等によるパトロールの強化依頼に関する調整を行う。					不審者情報等の対応として、各交番のパトロール強化依頼
⑤様々な犯罪から市民を守るために、犯罪手口や被害情報を収集する窓口を設置し、広く周知を図ることにより、新たな犯罪被害防止を図る。					消費生活センターとの連携強化
①犯罪等の現場に遭遇した場合に、被害者の保護に努め、適切な配慮や支援を行う。					千葉県等との連携強化
②犯罪等の相談または犯罪の現場に遭遇した場合に、警察等への通報等の連絡体制の充実や犯罪被害者への支援・充実を図る。					習志野警察署によるパトロール実施者への研修会開催（年2回）
①幼児・児童・生徒等の通学時等の安全確保を図るため、積極的に情報発信すると共に連携の充実を図る。また、警察からの情報を伝達するための緊急連絡網の活用を図る。					不審者情報等の周知及び注意喚起の実施
②定期的に通学路の安全点検を実施し、該当する施設管理者等へ情報を伝え情報を共有し改善に努める。					通学路安全対策協議会の開催（年3回） 安全点検の実施（年1回）
①連絡網等の活用や連携にあたって、意欲的に協力していく。 防犯講習会等への参加・協力をしていく。					防犯研修会への参加
①子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報等を行う。					「子ども110番の家」の設置協力
①犯罪等の現場に遭遇した場合における、警察等への通報等の連絡体制の充実を図る。					習志野警察署との連携強化
①連絡網等の活用や連携にあたって、意欲的に協力していく。 防犯講習会等への参加・協力をしていく。					防犯研修会への参加
①子どもの安全対策として、声かけ、緊急時の避難及び保護、児童への助言、警察等への通報等を行う。					「子ども110番の家」の設置協力
①犯罪等の現場に遭遇した場合における、警察等への通報等の連絡体制の充実を図る。					習志野警察署との連携強化

基本的な考え方 (3) 協働による地域防犯活動の推進

地域防犯活動への支援・参加や子ども・高齢者等を対象とした防犯対策の推進を目標とし、地域防犯の要となる自主防犯活動団体の充実、子ども・高齢者等に配慮した安全対策を進めます。

基本的な考え方		目標	施策
基本的な考え方 (3) 協働による地域防犯活動の推進	市	(1) 地域防犯活動への支援	①犯罪関連情報の提供 (防犯安全課) ②防犯マップの作製 (防犯安全課) ③地域防犯活動物品の貸与 (防犯安全課) ④チラシ・パンフレット等啓発物の提供 (防犯安全課) ⑤防犯活動の支援 (防犯安全課) ⑥顕彰の実施 (防犯安全課)
		(2) 高齢者等を対象とした施策の推進	①知識の普及・啓発活動 (防犯安全課、高齢者支援課) ②相談窓口の充実 (高齢者支援課、市民広聴課) ③地域による高齢者見守りの推進 (高齢者支援課) ④高齢者を対象とした、新たな犯罪に対する施策の推進 (高齢者支援課、防犯安全課) ⑤高齢者の権利を守る施策の推進 (高齢者支援課)
		(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進	①「子ども110番の家」の設置推進 (教育委員会)
	市民	(1) 地域防犯活動の実施	①地域防犯活動の実施 ②身の回りの安全点検 ③地域における安全点検 ④防犯マップの作製
		(2) 高齢者等を対象とした安全(防犯)対策の実施	①地域での連携による支援活動
		(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の実施	①「子ども110番の家」の設置推進
	事業者	(1) 地域防犯活動への参加、協力	①地域防犯活動への参加、協力 ②事業所の安全点検
		(2) 高齢者等を対象とした安全(防犯)対策への参加、協力	①地域での連携による支援活動
		(3) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の実施	①「子ども110番の家」の設置推進

施策概要	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	主な取り組みと成果指標
①犯罪発生状況、発生地区など、犯罪に関する情報提供の充実を図る。					広報紙、ホームページ、緊急情報サービス ならしの、市公式ツイッターなどのソーシャル メディア、出前講座等を活用
②市内全域を対象とした防犯マップを警察の協力を得て作製し、地域へ提供する。					全町会・自治会へ防犯マップの配布 (6,000部)
③地域に根ざし、継続的な自主防犯活動への参加・拡充を図るため、腕章、ベスト等の貸与と物品 の充実を図る。					自主防犯活動団体への支援充実 令和3年11月末現在 98団体
④地域における犯罪の未然防止に向け、市民一人ひとりの防犯知識の向上と普及に努める。					防犯キャンペーン実施(市内7駅)
⑤地域で実施する自主的な防犯パトロールに防犯パトローカーを活用して参加することで、拡 充の支援を行う。また、令和4年度から「習志野市防犯カメラ設置費補助金交付要綱」を施行し、 地域団体が設置する防犯カメラに補助金を交付することで、犯罪のないまちづくりを推進する。					自主防犯団体が行うパトロールへの参加 (年間10回程度) 防犯カメラ設置費補助金制度の創設
⑥防犯活動に顕著な者等へ顕彰を行い、意識の高揚を図る。					安全で安心なまちづくり市民大会にて実施
①相談を受ける立場にある、民生児童委員、高齢者相談委員等に情報提供を行うと共に、高齢 者対象の事業やあじさいクラブ連合会において、高齢者に直接普及啓発を行う。					あじさいクラブ連合会等との連携強化 警察署による防犯対策講話の実施
②高齢者相談センター(地域包括支援センター)の総合相談や消費生活センターの消費生活相 談など、高齢者を犯罪被害から守るための各種相談業務を強化する。					関係団体との連携強化
③認知症等、支援の必要な高齢者の早期発見と見守りの中で異変に早く気づき対処できる地 域づくりを推進する。					高齢者相談センターとの連携強化
④電話de詐欺など、特に高齢者が狙われやすい犯罪から守るための、各種防犯施策を推進す る。					習志野警察署等との協定の継続
⑤成年後見制度の利用、市民後見人の養成を推進する。 認知症サポーターの養成をし、地域で見守る体制作りを推進する。					成年後見センターの相談業務の充実 認知症の人とその家族を地域で見守る体 制の強化
①各小学校区単位に児童・生徒の登下校時の安全を確保するため、協力者の拡大及び制度の 充実を図る。					協力者拡大のための出張説明会を各小学 校で実施
①習得した防犯に関する知識を活用し、地域一体となって、防犯パトロール等に取り組む。					地域防犯パトロールの充実
②自主、自立を基本に習得した防犯知識を活用し、防犯の視点を取り入れた住まいづくりなど、 身の回りの安全点検を行う。					防犯研修会への参加
③地域の住民相互により、連携及び協力して、地域の安全点検に努める。					地域住民相互の連携
④各町会・自治会において地域実態把握をするための、防犯マップ作製に対し支援を行う。					防犯マップの回覧 年1回(全町会・自治 会)
①地域でパトロール等を行い、地域で連携して、高齢者等を支援する。					電話de詐欺等に関する情報提供
①市が拡充を図っている「子ども110番の家」へ積極的に協力する。					協力者拡大のための出張説明会を各小学 校で実施
①防犯パトロールなど、地域防犯活動へ積極的に参加、協力する。					地域への広報啓発
②日頃から各事業所における、安全点検を行う。					地域との連携・協力
①高齢者見守りネットワーク等地域での活動へ参加・協力する。					高齢者見守りネットワークへの参画
①市が拡充を図っている「子ども110番の家」へ積極的に協力する。					商工会議所との連携強化 市内事業者への協力推進

基本的な考え方 (4) 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備

犯罪防止に配慮した都市環境の整備や私有地及び建物の適正な維持管理を目標とし、身近な空間で犯罪に巻き込まれることを未然に防ぐこと、死角や見通しの悪い場所を減らし、安全で安心して生活できる環境づくりを進めます。

基本的な考え方		目標	施策
基本的な考え方 (4) 犯罪防止に重点を置いた都市環境整備	市	(1) 犯罪防止に配慮した都市環境の整備	①道路照明灯及び防犯灯の整備 (街路整備課、防犯安全課)
			②公共の駐車場の施設整備や管理運営の強化 (各施設の所管課)
			③地下式や階層式の立体自転車等駐車場の施設整備 (防犯安全課)
			④自転車等駐車場の管理強化 (防犯安全課)
			⑤公園における樹木等の配置及び剪定 (公園緑地課)
			⑥公園における照明灯の整備 (公園緑地課)
			⑦公園内の施設の適正な維持管理 (公園緑地課)
			⑧建築物等における安全対策 (各施設の所管課)
			⑨市有地及び公共施設における安全対策 (各施設の所管課)
			⑩空家等の対策 (防犯安全課)
	市民	(2) 保、幼、こども園、小・中学校等における安全(防犯)対策の推進	①保、幼、こども園、小・中学校等の安全(防犯)管理の推進 (こども保育課、児童育成課、教育委員会)
			②侵入者に対する防犯警備機器の活用 (こども政策課、こども保育課、児童育成課、教育委員会)
			③学校等における出入り口の限定等、管理の徹底 (こども保育課、児童育成課、教育委員会)
	事業者	(1) 私有地及び建物の適正な維持管理	①適正な維持管理
			②安全点検の実施
			③空家等の適正管理
	事業者	(1) 私有地及び建物の適正な維持管理	①土地や建物の適正な管理
			②施設等の防犯対策
			③空家等の適正管理

施策概要	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	主な取り組みと成果指標
①犯罪の抑止を図るため、効果的な整備を計画的に実施する。また、防犯灯等、犯罪抑止設備の整備を図る。					市内における道路照明灯のLED化の推進 防犯上設置が必要な場所へ防犯灯設置
②自動車盗難や車上狙いを防止するため、照明等の施設整備や管理運営の強化を図る。					警備員による巡回パトロールの強化 敷地内の夜間照明の点灯
③自転車盗や路上への放置自転車の減少と、駅前自転車等駐車場の景観を良くするために施設整備を図る。					継続的な既存施設の検証
④自転車等駐車場の利便性を向上させること及び自転車盗の減少を目的として、機械式駐輪機や防犯カメラの導入を推進する。					継続的な照明灯のLED化等既存施設の検証
⑤情報収集体制を強化し、死角をつくらない樹木等の配置、剪定を定期的実施する。					樹木の種類や繁茂状況を確認し適宜対応
⑥照明灯の適切な整備を行う。					公園照明灯LED化の推進
⑦定期点検を実施し、遊具の破損、落書きの消去、不法投棄防止等、施設の適正な配置と維持管理を行う。					遊具点検の実施 業者委託(年1回) 職員巡回(月1回)
⑧死角になりやすい場所の解消など、防犯性を高め、市民が安心して利用できる建物の施設整備を行う。					防犯カメラの活用 警備員による巡回パトロールの強化
⑨安全な環境を保持するため、雑草等の除去、建物の管理など、適正な維持管理を行う。					樹木の種類や繁茂状況を確認し適宜対応
⑩空家等対策計画に基づき、管理不全空家等に対して、所有者調査、立入調査等を行うとともに、防犯パトロール等の実施時に、空家等を発見した場合には、所有者に対し、状況報告や改善要望を行う。					特定空家等候補の対応として、特定空家等 判定委員会及び空家等対策協議会を開催
⑪死角をつくらない樹木等の配置、剪定、照明灯による明るさの確保など、定期的な施設点検を実施する。					通学路点検・パトロールの強化
⑫定期的な施設点検により、得られた情報を基に、施設の整備及び維持管理を図る。					通学路・通園路要望対応
①教職員等による保、幼、こども園、小・中学校等の安全(防犯)管理を推進し、各種事件、事故を想定した安全教育を計画的・継続的に実施する。					不審者対応訓練や交通安全指導の実施 放課後児童会安全対策による訓練の実施
②防犯カメラ、緊急通報装置等、防犯警備機器の活用を推進する。					防犯カメラの整備
③保、幼、こども園、小・中学校の出入口はできるだけ限定するなど、管理の徹底を図る。					可能な限り出入口を1カ所に限定する等の 安全対策の実施
①安全な環境を保持するため、雑草の除去や不審者の侵入防止等、適正な維持管理を図る。					地域における住民相互の情報共有
②定期的に安全点検を実施する。					地域における住民相互の情報共有
③不適切な管理状況の空家等を発見した場合には、適宜市へ状況報告を行う。					習志野市連合町会連絡協議会との連携強化
①安全な環境を保持するため、土地や建物の適正な維持管理や安全点検の実施を図る。					地域との連携の拡充
②ピッキング等に強い鍵の設置や、防犯カメラ及び防犯灯の整備等を行う。					防犯研修会への参加
③不適切な管理状況の空家等を発見した場合には、適宜市へ状況報告を行う。					市内事業者との連携強化

資料編

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 安全・安心まちづくりの推進（第6条—第13条）

第3章 雑則（第14条・第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、犯罪を防止し、市民生活の安全を確保するために必要な基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市民が安全に、かつ、安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全・安心まちづくり」という。）を推進するための基本となる事項等を定めることにより、市、市民及び事業者が協働して、安全・安心まちづくりを総合的かつ積極的に推進し、もって現在及び将来の市民が安心して暮らすことができる安全な地域社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 安全・安心まちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、その能力を生かし、それぞれの役割を果たしつつ相互に補い合い、協働して行うものとする。

2 安全・安心まちづくりの推進は、市、市民及び事業者が、自立の精神に支えられた良好な地域社会の重要性を認識し、豊かな地域活動を育むことにより行うものとする。

（市の責務）

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、安全・安心まちづくりを推進するために基本計画を策定し、これに基づき必要な施策を実施するものとする。

2 市は、基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を積極的に反映させるよう努めるとともに、施策の実施に当たっては、市民及び事業者の理解と協力が得られるように必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、安全・安心まちづくりを推進するために常に警察その他の関係行政機関、防犯関係団体、地域住民による自主運営組織その他市長が認める団体等（以下「関係機関等」という。）との密接な連携を維持するよう努めるものとする。

4 市は、犯罪が発生した場合においては、市民及び事業者の協力を得て、関係機関等と一体となつて、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、基本理念にのっとり、自ら安全の確保に努め、地域における安全・安心まちづくりのための活動に相互の理解と協力の下自主的に取り組み、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動が安全に行われる環境を確保するために必

要な措置を講じ、地域の防犯活動を推進し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業員が安全・安心まちづくりに必要な知識及び技術を習得する機会を提供するよう努めるものとする。

第2章 安全・安心まちづくりの推進

（高齢者等への配慮）

第6条 市は、高齢者、障害者及び義務教育終了前の児童（以下「高齢者等」という。）に配慮した施策を策定し、及び体制を整備するものとする。

- 2 市民及び事業者は、地域において高齢者等が安心して暮らすことができるように配慮するものとする。

（公共施設における犯罪防止）

第7条 市は、公園、道路その他の公共施設の整備及び管理に当たっては、犯罪防止のために必要な措置を講ずるものとし、義務教育終了前の児童が通学、通園等の用に供している道路及びその周辺の公園、広場等については、特に推進しなければならない。

（通学時等における児童の安全確保）

第8条 市民及び事業者は、義務教育終了前の児童の保護者、学校等の管理者及び市と連携して、通学及び通園時における当該児童の安全を確保するために必要な配慮を行うものとする。

（土地及び建物に係る安全確保）

第9条 市内に土地又は建物を所有し、占有し、又は管理する者は、その土地及び建物に係る安全な環境を確保するために必要な措置を講じ、地域における犯罪防止に努めるものとする。

（啓発活動の推進等）

第10条 市は、市民及び事業者が自主性をもつて安全・安心まちづくりを進めることができるようにするため、防犯に関する知識の普及及び情報の提供その他市民及び事業者に対する啓発活動を推進するものとする。

- 2 市は、高齢者等に対する犯罪を防止するための啓発活動を特に推進しなければならない。

- 3 市民及び事業者は、あらゆる機会を通じて安全・安心まちづくりについて積極的に学習するよう努めるものとする。

（人材の育成）

第11条 市及び事業者は、安全・安心まちづくりを推進するための活動を支える人材を育成するよう努めるものとする。

（安全で安心なまちづくり協議会）

第12条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、習志野市安全で安心なまちづくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、市長の諮問に応じ、安全・安心まちづくりに関する基本的施策及び安全・安心まちづくりに関する基本的事項を調査審議するものとする。

- 3 協議会は、安全・安心まちづくりに関する施策及び安全・安心まちづくりに関する事項について、市長に意見を述べることができる。

4 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(安全・安心まちづくりのための推進体制)

第13条 市は、安全・安心まちづくりに関する施策を総合的に推進するため、関係部局相互の緊密な連携及び施策の調整を図るための体制を整備するものとする。

2 市は、市民、事業者及び関係機関等と連携し、安全・安心まちづくりに関する施策を積極的に推進するための連絡網等の体制を整備するものとする。

第3章 雑則

(安全で安心なまちづくり月間)

第14条 市長は、安全・安心まちづくりを推進するため、安全で安心なまちづくり月間を設けることができる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則抄

(施行期日)

1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

(習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例の一部改正)

2 習志野市防犯ならびに交通安全推進に関する条例(昭和40年条例第15号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

○習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

平成 16 年 5 月 14 日

規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成 16 年習志野市条例第 1 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の組織)

第 2 条 条例第 12 条第 1 項の習志野市安全で安心なまちづくり協議会(以下「協議会」という。)は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた市民
- (2) 地域住民による自治運営組織の代表者
- (3) 商工業関連団体の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) 防犯関係団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) 保育所、幼保連携型認定こども園又は教育関係機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者の他、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、在任又は在職中とする。ただし、公募に応じた市民及び学識経験者にあつては 2 年とし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平 30 規則 30・一部改正)

(協議会の会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し議長となる。

2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協議会への資料提出の要求等)

第 5 条 協議会は、必要があると認めたときは、参考人に意見を求め、又は関係者に対し資料の提出及び協力を求めることができる。

(協議会の庶務)

第 6 条 協議会の庶務は、防犯対策に係る総合調整担当課において処理する。

(協議会に関する委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

(安全で安心なまちづくり月間)

第 8 条 条例第 14 条の安全で安心なまちづくり月間は、10 月とする。

(補則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 5 月 14 日規則第 30 号)

この規則は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

習志野市安全で安心なまちづくり協議会委員

令和4年3月31日現在

No.	役職	氏名	氏名(カナ)	委嘱区分	備考
1	会 長	飯田 裕一	イイダ ユウイチ	市長が必要と認める者	習志野市消防団 副団長
2	副会長	田中 知華	タナカ チカ	学識経験者	習志野法曹会
3	委 員	三代川 彦博	ミヨカワ ヒコヒロ	公募に応じた市民	公募市民
4	〃	五関 清	ゴセキ キヨシ	公募に応じた市民	公募市民
5	〃	鈴木 とし江	スズキ トシエ	地域住民による 自治運営組織の代表者	習志野市連合町会 連絡協議会 会長
6	〃	岡畑 和弘	オカハタ カズヒロ	商工業関連団体の代表者	習志野市商工会議所 事務局長
7	〃	小林 常安	コバヤシ ツネヤス	商工業関連団体の代表者	習志野市商店会連合会 津田沼南口商店会 監査
8	〃	高山 貴子	タカヤマ タカコ	防犯関係団体の代表者	習志野市防犯協会 副会長
9	〃	寺井 早苗	テライ サナエ	防犯関係団体の代表者	中学校区青少年健全育成 連絡協議会代表者会 七中学区会長
10	〃	鈴木 愛彦	スズキ ナルヒコ	関係行政機関の職員	習志野警察署 生活安全課長
11	〃	村瀬 富彦	ムラセ トミヒコ	保育所、幼保連携型認定こども園 又は教育関係機関の職員	習志野市教育委員会 実花小学校長
12	〃	池上 吐夢	イケガミ トム	保育所、幼保連携型認定こども園 又は教育関係機関の職員	習志野市教育委員会 第七中学校長
13	〃	金子 久美子	カネコ クミコ	保育所、幼保連携型認定こども園 又は教育関係機関の職員	秋津保育所長
14	〃	樋口 克美	ヒグチ カツミ	市長が必要と認める者	習志野市PTA 連絡協議会 会計
15	〃	榎本 信弘	エノモト ノブヒロ	市長が必要と認める者	習志野市あじさいクラブ連合会 安全・安心部長

安全で安心なまちづくり連絡協議会設置要綱

平成16年5月14日制定
平成24年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正

(設置)

第1条 習志野市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成16年条例第1号)に定める安全・安心まちづくりを総合的に推進するため、習志野市に安全で安心なまちづくり連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 連絡協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 安全・安心まちづくりに関する施策に関すること。
- (2) 安全・安心まちづくりに関する施策に係わる関係部間の総合調整に関すること。
- (3) 安全・安心まちづくりに関する施策の推進のための情報活動に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、安全・安心まちづくりの総合的な推進に関し必要なこと。

(組織等)

第3条 連絡協議会に委員長、副委員長及び委員を置き、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長 協働経済部次長
- (2) 副委員長 道路課長
- (3) 委員 次に掲げる職員
 - ア 協働政策課長
 - イ 市民広聴課長
 - ウ 産業振興課長
 - エ 契約検査課長
 - オ 街路整備課長
 - カ 公園緑地課長
 - キ 高齢者支援課長
 - ク 障がい福祉課長
 - ケ 健康支援課長
 - コ こども政策課長
 - サ こども保育課長
 - シ 児童育成課長
 - ス 教育委員会教育総務課長
 - セ 教育委員会学校教育課長
 - ソ 教育委員会社会教育課長
 - タ 教育委員会青少年センター所長

- 2 委員長は、連絡協議会の会務を総理し、連絡協議会の会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 連絡協議会の会議は、必要に応じて、委員長が招集する。

(関係者の出席)

第5条 連絡協議会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(事務局)

第6条 連絡協議会に事務局を置く。

2 事務局は、防犯対策に係る総合調整担当課をもって充てる。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規程は、平成16年5月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する

習志野市安全で安心なまちづくり第3期実施計画

令和4年度～令和7年度

令和4年3月発行

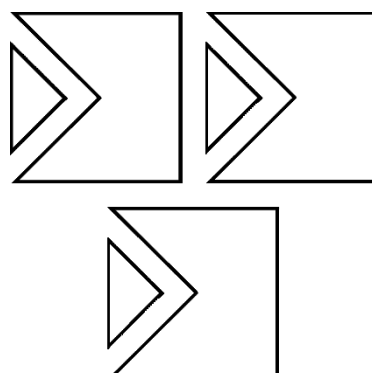
発行 習志野市

編集 協働経済部 防犯安全課

〒275-8601

千葉県習志野市鷺沼2丁目1番1号

電話 047(451)1151(代)



習志野市

